

弘前お米とくらし応援券取扱店舗向け Q&A

令和 6 年 2 月 13 日更新 (Q&A 追加)

Q1. 応援券の利用について教えてください。

A1.1 回の買い物（会計）につき **1 袋 2kg 以上の青森県産米**の 4 銘柄「**つがるロマン、まっしぐら、青天の霹靂、はれわたり**」のいずれかを 1 つ以上購入する際に利用できます。また、対象となるお米を購入いただくことで、その他の食品や生活用品の購入にも利用できます。

〈例〉3,000 円分の応援券で 1 袋 2kg の青森県産米 1,000 円+その他商品 2,000 円を購入する

※会計時、対象となるお米が含まれているか確認をお願いいたします。

Q2. 1 人が一度に使える応援券の枚数制限はありますか。

A2.枚数制限はございません。

〈例〉4 人家族の場合、一度に 4 人分の応援券 12 枚（12,000 円分）をまとめて利用可能

Q3. 青森県産米がなくなった場合、他県産米を代替商品としてもよいですか。

A3.応援券は、2kg 以上の青森県産米（つがるロマン、まっしぐら、青天の霹靂、はれわたり）を購入することで利用できるものであるため、他県産米を代替商品とすることはできません。

Q4. もち米やパックごはん、ペットボトル米、自社ブレンド米、弁当白米は応援券の対象ですか。(2/13 追加)

A4.対象ではございません。ただし、2kg 以上の青森県産米（4 銘柄のいずれか）を一緒に購入する際は、この限りではございません。

Q5. 応援券の利用期間はありますか。

A5.令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までとなっています。利用期限には、十分ご注意ください。

Q6. ネットスーパー等の通信販売でも応援券を利用できますか。

A6. 本事業は実店舗を対象としているため、ネットスーパー等の通信販売は対象外です。

Q7. つり銭をだしてもよいですか。

A7. 応援券の額面未満の利用では、つり銭は出さないようにお願いします。

ただし、額面以上の購入時には、お客様が追加で支払った分に対してのお釣りをお渡しください。

〈例〉 1袋 2kg の青森県産米 900 円+その他 3,000 円を購入し、

応援券 3,000 円分+現金 1,000 円で支払ったとき

→ (応援券 3,000 円分+現金 1,000 円) - 購入代金 3,900 円 = 100 円のお釣りをお渡しください。

Q8. 不足分については、現金のほかに電子マネーやコード決済等で支払いを受け付けてもよいですか。

A8. 各店舗での対応が可能な場合は、現金払い以外も受け付けて構いません。

Q9. 応援券が利用できない対象はありますか。

A9. 出資や債務の支払い、不動産や金融商品、たばこ、商品券等の換金性の高いもの、公共料金のお支払いには利用することができません。また、その他店舗が指定するものや応援券の発行趣旨にそぐわないものにも利用できません。詳細は、応援券裏面をご確認ください。

Q10. ほかの商品券や割引券と併用してもよいですか。

A10. ほかの自治体のクーポンやほかの商品券、割引券との併用については、各店舗のご判断で可否を決めていただいて構いません。

Q11. 応援券で購入した商品の返品はどうしたらよいですか。

A11. 換金目的の利用を禁止しているため、基本的には返品はできません。

ただし、不良品等については、代替品等との交換によって対応してください。

Q12.店舗のポイントなどを付与してもよいですか。

A12.ポイントの付与の可否については、各店舗のご判断で可否を決めていただ
いて構いません。

Q13.応援券の換金方法を教えてください。

A13.取次事業者の窓口（(株)協同弘前支局内弘前お米とくらし応援券発行等業
務事務局）へ記入済みの交付申請書兼請求書及び利用済応援券を提出して
いただき、不備がないか、確認のうえ登録された口座へ市から振込入金とな
ります。

Q14.換金のスケジュールを教えてください。（2/13 更新）

A14.令和6年3月～12月の間は、毎月第2及び第4金曜日が取次事業者への提
出期限（必着）となり、市からの振込入金は基本的に2週間後の金曜日とな
ります。連休や年末は、提出期限や振込入金日が異なる場合がありますので、
取扱店舗マニュアルのP.14 精算日ついてをご確認ください。

Q15.換金の手数料はかかりますか。

A15.市から振込入金する際の手数料は市で負担します。

Q16.応援券利用時の本人確認は必要ですか。

A16.確認の必要はございません。

Q17.登録後に辞退することは可能でしょうか。

A17.応援券の利用可能期間中(令和6年3月1日から令和6年12月31日まで)
は、原則として、途中辞退は認められません。

Q18.登録取り消しは、どのような場合ですか。

A18.登録内容に虚偽・不備等があった場合や誓約事項を遵守しなかった場合で
す。

Q19.ポスターなどを複数ほしい場合はどうしたらよいですか。(2/13 更新)

A19.2月22日までは弘前市農政課(0172-40-0504)、2月26日以降は弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局((株)協同弘前支局内 0120-516-771)までご相談ください。

Q20.申請時の情報に誤りがある場合はどうしたらよいですか。

A20.お問い合わせ先までご連絡ください。

Q21.ポスターやステッカーなどのコピーは可能ですか。

A21.コピーいただいて構いませんが、PRツールとして加工してご利用になる場合には、弘前お米とくらし応援券配布事業担当までご連絡ください。

Q22.対象となる米と同一会計の飲食料金は対象となりますか。(1/10 追加)

A22.対象となる米を購入いただくことで、同一会計のその他の食品や生活用品等の商品の購入にも利用できますが、商品とは、物品を想定しており、店舗内での飲食料金のお支払いにはご利用いただけませんので、ご注意ください。

Q23.処方箋が必要な薬でも利用可能ですか。(2/13 追加)

A23.対象のお米と同一会計であれば利用可能です。

ただし、保険医療機関等における一部負担金の受領については、健康保険法に基づく規則に規定する額の支払を受けることとされています。応援券については、額面未満の利用では、つり銭を出さないこととしているため、応援券によって一部負担金等の支払を受ける際には、一部負担金等の額を超える額面の応援券を受領しないようお願いいたします。

Q24.店舗側で汚したり破いたりした場合の応援券の扱いはどうなりますか。

(2/13 追加)

A24.まず、店舗側に原因がある場合、お客様の応援券を利用しての支払は有効になります。また、取次事業者への提出にあたっては、多少の汚れなどは問題ございませんが、本物であることを確かめる必要がありますので、大切に扱うようにしてください。

Q25.万一、コピーした応援券を受け取ってしまった場合や枚数が合わなかった場合の精算はどうなりますか。(2/13 追加)

A25.コピーした応援券を受け取った場合は換金できませんので、応援券を受け取る際は、偽造防止加工がされているかをご確認ください。
また、枚数が合わなかった場合は、紛失について市では責任を負いませんので、利用済応援券の保管には十分ご注意ください。

Q26.交付申請書兼請求書と利用済応援券を事務局へ持参する場合の駐車場の利用について教えてください。(2/13 追加)

A26.事務局へ持参する際の駐車場は、したどてスカイパークをご利用ください。
なお、駐車場代については、各店舗でご負担ください。

〈お問い合わせ先〉

【2月25日まで】

弘前市役所 農林部 農政課 弘前お米とくらし応援券配布事業担当
弘前市大字上白銀町 1-1
TEL:0172-40-0504

【2月26日以降】

弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局
株式会社協同 弘前支局内
〒036-8182 弘前市大字土手町 38 したどてスカイパークビル 2階
TEL:0120-516-771

